

令和3年(行ウ)第23号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

原告 石井洋子 外9名

被告 春日部市長 岩谷一弘

被告準備書面(4)

令和4年8月24日

さいたま地方裁判所第4民事部(合議2係)御中

被告訴訟代理人弁護士	石	井	久	雄
同			大	里
同			吉	村
			総	

第1 原告ら第6準備書面の第2「原告の主張」に対する認否反論

1 1項「指定管理者制度及び基本協定書等の仕組みの観点」について

1) (1)は争う。

2) (2)について

ア アは認める。

イ イ中、甲第15ないし17号証の記載自体は認め、その余は否認ないし争う。

なお、参考文献(甲第15号証)は、一般論を述べたものに過ぎない。

ウ ウ中、(ア)及び(イ)の記載自体は認め、(ウ)は否認ないし争う。

なお、被告は、当然のことながら、基本協定書等に記載された多くの事項について、その法的拘束力を一律に否認するものではないが、放課後児童クラブの運営管理は継続的事業であり、その内容も多岐にわたることから、募集要項における管理運営体制や管理業務実施の基準に関する細目的

事項について、それに違反したことが直ちに債務不履行責任を生じさせるという意味での契約内容になるものとは認識していない。

エ エ中、第1ないし第3段は認め、第4及び5段は否認ないし争う。

なお、被告は、当然のことながら、甲第3号証のQ&Aが募集要項及びその仕様書に関する被告の見解を述べたものであることを否認するものではないが、前記ウ)で述べたのと同様に、その見解に違反したことが直ちに債務不履行責任を生じさせるという意味での契約内容になるものとは認識していない。

3) (3) について

ア アは、否認ないし争う。

なお、被告は、仕様書8項(3)に「常勤支援員を2人以上確保すること」との記載をし、甲第3号証のQ&Aにて、「常勤」の意味について、週38時間45分以上の勤務をする人である旨回答したが、被告準備書面(3)8頁に述べたとおり、これは募集の段階での想定を説明したものであり、この勤務時間に関する回答が契約内容になるものとは認識していない。

また、「2名以上」の部分であるが、これは業務の細目的事項であり、その法的拘束力を否認するものではないが、前述したとおり、それに違反したことが直ちに債務不履行責任を生じさせるという意味での契約内容になるものとも認識していない。

イ イについて

ア) 第1段及び第2段は、概ね認める。

なお、被告は、仕様書に規定された管理運営体制や管理業務実施の基準に関する細目的事項は、(株)トライが履行すべき体制や業務について定めたものと認識しているが、前記2)ウ、エで述べたのと同様に、これに違反したことが直ちに債務不履行責任を生じさせるという意味で

の契約内容になるものとは認識していない。

イ) 第3ないし5段は、否認ないし争う。

なお、被告は、原告の主張する勤務時間について、募集の段階での想定を述べたものであり、これが契約内容になるものとは認識していない。

4) (4)は争う。

2 2項「合意形成過程の観点」について

1) (1)は争う。

2) (2)ないし(4)は認める。

なお、原告は(4)アについて「指定管理者候補の指定方法」というが、募集要項(甲第6号証の1ないし3)には「指定管理者候補者の選定」と記載されていることを念のため申し添える。

3) (5)について

ア) 第1段は認める。

イ) 第2段中、本件で(株)トライが指定管理者に指定され、再募集はされなかったことは認め、その余は否認ないし争う。

なお、申請者の事業計画書にて、週38時間45分以上勤務する人という意味での常勤支援員が配置できない場合でも、その記載内容により減点になることはあるが、直ちに失格になることはない。

ウ) 第3段中、(株)トライが2018(平成30)年7月20日の時点で提出した事業計画書にて、指定管理者の業務に関する仕様書に記載されたとおりに常勤支援員を配置するとしていたことは認め、その余は否認ないし争う。

エ) 第4段は、否認ないし争う。

4) (6)について

ア) ア中、甲第3号証のQ&Aにて、「常勤」の意味について、被告が週3

8時間45分以上の勤務をする人と想定を述べたことは認める。(株)トライによると、「放課後児童クラブの開室時間については変動が大きく、支援員の勤務時間についても一律で定めることが困難であるため、週に38時間45分程度の勤務時間を確保する必要があることは認識していたが、上記事情から変動型労働時間制を取らざるを得ないため、「週38時間45分」が順守すべき週当たりの固定の勤務時間であるとの認識ではなかった。」とのことである。

イ) イ及びウは否認ないし争う。

なお、被告準備書面(3)11頁(4)を敷衍して述べると、(株)トライは、「常勤」の意味について、被告が週38時間45分と想定したので、これに近い勤務時間による人員配置に努めたという意味に過ぎない。

ウ) エは争う。

なお、繰り返しになるが、常勤支援員に関する週38時間45分という勤務時間は想定であり、そもそもの契約内容ではない。

3 3項「結語」は争う。

第2 被告の主張

1 常勤支援員の「常勤」の意味について

1) 放課後児童クラブが開室されるのは、休室日を除いた様々な曜日について、授業の有無ないし授業時間と連携して開室しなければならない。

また、学校には様々な行事があり、平日でも授業時間は一律でなく、土曜は変則的に授業が実施されており、これらにも対応する必要があり、さらには夏休み等の長期休暇中は、授業が無いため、午前中から開室しなければならない。

このように放課後児童クラブの開室時間は、学校の授業との関係で変動が大きいので、支援員の勤務時間を週単位で一律に定めることは合理的でない。

したがって、被告は、指定管理者募集要項（甲第6号証）、基本協定書（甲第1号証）及びこれに付属する仕様書において、常勤支援員の勤務時間を定めなかったものである。

- 2) 次に、被告は、指定管理者募集要項添付の仕様書8（甲第6号証）における「常勤」の意味について、「週38時間45分以上の勤務する人という認識で間違いはないでしょうか」と質問を受けた。

そこで、被告は、この時間が前指定管理者であった春日部市社会福祉協議会における専任職員I種（放課後児童クラブの常勤支援員もこの職種である。）の勤務時間と一致したこと、併せて、常勤支援員の職務内容から、市の嘱託保育士（現・フルタイム会計年度任用職員（保育士））の勤務時間及び人件費単価を参考としたこと（当該職員の勤務時間は週38時間45分で、人件費単価は年額308万円である）を基準としたことから、甲第3号証の「質問及び回答」にて、これに相違ないと回答したものである。

- 3) 放課後児童クラブ事業の職員体制は、常勤支援員の就労時間を固定することとは関連性がない。

放課後児童クラブ事業は、春日部市放課後児童クラブ条例第1条に記載されているように、「放課後等に保護者が就労等により常時留守となっている家庭の児童に対し、必要な保育を行い、もって児童の健全な育成を図るため」に設置されている。

それ故、放課後児童クラブ事業において、支援員となる者が、児童の健全育成のため相応の知見を修得していることや、児童数に相応しい人数体制を敷いていることは重要であると思料されるが、その者の勤務時間を週38時間45分で固定する合理性は乏しい。

したがって、被告は、甲第3号証の「質問及び回答」のNo.12に対する回答は、(株)トライとの関係において、常勤支援員の勤務時間を想定したものであり、これに違反したことが直ちに債務不履行責任を生じさせるという意

味での契約内容になるものとは認識していない。

2 債務不履行責任について

1) 放課後児童クラブは、春日部市放課後児童クラブ条例第1条に記載されているように、「放課後等に保護者が就労等により常時留守となっている家庭の児童に対し、必要な保育を行い、もって児童の健全な育成を図るため」に設置されており、甲第1号証の放課後児童クラブの管理に関する基本協定書及び別紙仕様書は、放課後児童クラブの広範なサービスに関する多様な内容になっている。

すなわち、放課後児童クラブの事業は、放課後児童クラブの施設の維持管理だけでなく、同クラブで提供する保育サービスが事業の重要な要素になっており、(株)トライは、この事業全般を実施する債務を負っている。

2) そして、放課後児童クラブ事業は、広範なサービスに関する多様な内容になっていることから、被告は、指定管理者の募集に際し、甲第6号証の指定管理者募集要項及び仕様書によって、放課後児童クラブ事業を実施するための基準を示した。

この基準の重要性は、その内容により違いがあるのは当然のことであり、支援員資格等のように重要性の高いものから、原告の指摘する常勤支援員の勤務時間のように想定に過ぎないものまで存在する。

3) しかしながら、被告は、この基準のうち重要性の高いものについても、これに違反したことが直ちに債務不履行責任を生じさせるという意味での契約内容になるとは認識していない。

この理は被告準備書面(3)4頁(2)に記載したとおり、これらの多くの基準は全て「手段」に該当するものと言え、この手段が取られなかったことが直ちに債務不履行責任を生じさせることにはならない。

すなわち、放課後児童クラブ事業は広範かつ多様なサービスの提供を本質としており、その実施については、債務者が沢山の「手段」の実施を通じて

総合的に実現した状態が、達成されるべき状態に達していたか否かで債務不履行の有無が判断されるべきである。

したがって、(株)トライの債務不履行についても、この手段を全て行っていたかではなく、(株)トライの給付行為によって実現された状態が、達成されるべき状態に達していたか否かで、債務不履行に当たるか否かを判断すべきである。

以上